「金融商品取引法」関連をすべて収録した最新版

令和7年版 証券六法

証券関係法令研究会　編集

最新の内容で発行!

ぜひこの機会にお求めください。

本年版の特色

- ●令和６年７月までの法令等（新設２件、一部改正100余件）を更新した最新版です。
- ●四半期報告書制度の廃止を柱とする令和５年改正金融商品取引法の施行に伴う金融商品取引法施行令を始めとして、各内閣府令・金融庁告示・事務ガイドライン等、及び取引所等各機関の規程・規則等の改正を盛り込んだ実務六法です。

〈主な改正内容は裏面をご覧ください。〉

証券六法
証券関係法令研究会 編集
令和7年版
新日本法規

A5判・3分冊・総頁6,868頁・ケース付
定価9,240円（本体8,400円）送料960円
ISBN978-4-7882-9375-5

☎ **0120-089-339**（通話料無料）
受付時間 9:00～16:30（土･日･祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

＊本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度（グリーン購入法適応）を使用しております。

新日本法規出版株式会社
本社 総轄本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号　東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

掲載内容

※第一編の細目次を掲載してあります。

また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

第一編　金融商品取引

第一章　法令

〔通　則〕

○金融商品取引法
○金融商品取引法施行令
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件
○専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件

〔企業内容等の開示〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令
○外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
○特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令　など

〔金融商品取引業等〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令
○金融商品取引業者営業保証金規則
○不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件
○金融商品取引業等に関する内閣府令第二十九条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件
○分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件
○顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件
○顧客分別金信託及び商品顧客区分管理信託について信託することができる有価証券等を指定する件
○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件
○取引証拠金の預託を受ける市場デリバティブ取引から除くものを定める件
○第一種金融商品取引業を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件
○金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するもの及び同号チに規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件　など

〔金融商品取引業協会〕

○金融商品取引業協会等に関する内閣府令
○認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券を定める件　など

〔投資者保護基金〕

○投資者保護基金に関する命令
○一般顧客から除かれる者を指定する件　など

〔金融商品取引所〕

○金融商品取引所等に関する内閣府令　など

〔金融商品取引清算機関〕

○金融商品取引清算機関等に関する内閣府令

〔証券金融会社〕

○証券金融会社に関する内閣府令

〔指定紛争解決機関〕

○金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令

〔取引情報蓄積機関等〕

○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令　など

〔特定金融指標算出者〕

○特定金融指標算出者に関する内閣府令

〔不公正取引規制〕

○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
○金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令

〔課徴金〕

○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令
○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
○金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令

〔雑　則〕

○証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令
○金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令　など

第二章　事務ガイドライン

第二編　資産の流動化

第三編　投資信託及び投資法人

第四編　社債、株式等振替

第五編　金融商品取引所

第六編　金融商品取引清算機関

第七編　証券金融

第八編　日本証券業協会

第九編　公認会計士

第十編　参考法令

内容見本（A5判 縮小）

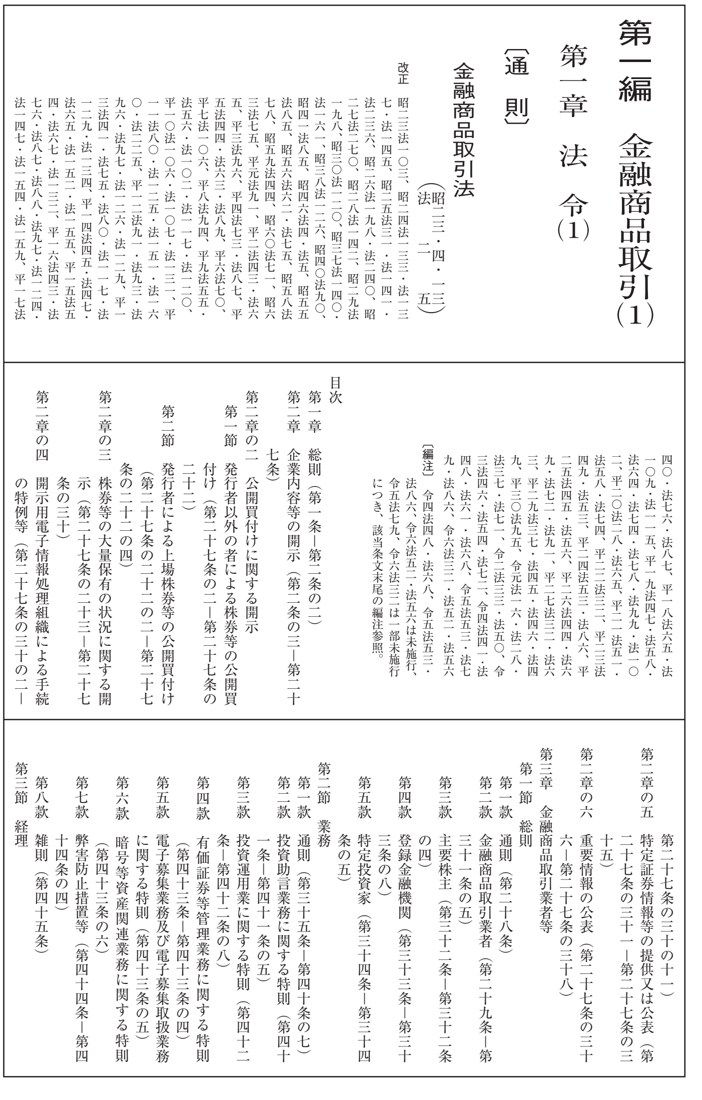

第一編　金融商品取引(1)

第一章　法　令(1)

〔通　則〕

金融商品取引法

（昭二三・四・一三法二五）

改正　昭二三法一〇三、昭二四法一三三・法一三七・法一四五、昭二五法三一・法一四一・法二三六、昭二六法一九八・法二四〇、昭二七法二七〇、昭二八法一四二、昭二九法一九八、昭三〇法一二〇、昭三七法一四〇・法一六一、昭三八法一二六、昭四〇法九〇、昭四一法八五、昭四六法四・法五、昭五五法八五、昭五六法六二・法七五、昭五八法七八、昭五九法四四、昭六〇法七一、昭六三法七五、平元法九一、平二法四三・法六五、平三法九六、平四法七三・法八七、平五法四四・法六三・法八九、平六法七〇、平七法一〇六、平八法九四、平九法五五・法五六・法一〇二・法一一七・法一二〇、平一〇法一〇六・法一〇七・法一三一、平一一法八〇・法一二五・法一五一・法一六〇・法二二五、平一二法九一・法九三・法九六・法九七・法一二六・法一二九、平一三法四一・法七五・法八〇・法一一七・法一二九・法一三四、平一四法四五・法四七・法六五・法一五二・法一五五、平一五法五四・法六七・法一三三、平一六法四三・法七六・法八七・法八八・法九七・法一二四・法一四七・法一五四・法一五九、平一七法四〇・法七六・法八七、平一八法六五・法一〇九・法一一五、平一九法四七・法五八・法六四・法七四・法七八・法九九・法一〇二、平二〇法二八・法六五、平二一法五一・法五八・法七四、平二二法三二、平二三法四九・法五三、平二四法八六、平二五法四五・法五六、平二六法四四・法六九・法七二・法九一、平二七法三二・法六三、平二九法三七・法四五・法四六・法四九、平三〇法九五、令元法一六・法二八・法三七・法七一、令二法三三・法五〇、令三法四六・法五四・法七二、令四法四一・法四八・法六一・法六八、令五法五三・法七九・法八六、令六法三二・法五二・法五六

〔編注〕　令四法四八・法六八、令五法五三・法八六、令六法五二・法五六は未施行、令五法七九、令六法三二は一部未施行につき、該当条文末尾の編注参照。

目次
第一章　総則（第一条―第二条の二）
第二章　企業内容等の開示（第二条の三―第二十七条）
第二章の二　公開買付けに関する開示
　第一節　発行者以外の者による株券等の公開買付け（第二十七条の二―第二十七条の二十二）
　第二節　発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二の二―第二十七条の二十二の四）
第二章の三　株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三―第二十七条の三十）
第二章の四　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十の二―第二十七条の三十の十一）
第二章の五　特定証券情報等の提供又は公表（第二十七条の三十一―第二十七条の三十五）
第二章の六　重要情報の公表（第二十七条の三十六―第二十七条の三十八）
第三章　金融商品取引業者等
　第一節　総則
　　第一款　通則（第二十八条）
　　第二款　金融商品取引業者（第二十九条―第三十一条の五）
　　第三款　主要株主（第三十二条―第三十二条の四）
　　第四款　登録金融機関（第三十三条―第三十三条の八）
　　第五款　特定投資家（第三十四条―第三十四条の五）
　第二節　業務
　　第一款　通則（第三十五条―第四十条の七）
　　第二款　投資助言業務に関する特則（第四十一条―第四十一条の五）
　　第三款　投資運用業に関する特則（第四十二条―第四十二条の八）
　　第四款　有価証券等管理業務に関する特則（第四十三条―第四十三条の四）
　　第五款　電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五）
　　第六款　暗号等資産関連業務に関する特則（第四十三条の六）
　　第七款　弊害防止措置等（第四十四条―第四十四条の四）
　　第八款　雑則（第四十五条）
　第三節　経理

令和7年版の主な改正内容

新規登載された法令等

○金融経済教育推進機構に関する内閣府令
○金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第128条第1号及び第2号の規定に基づき金融経済教育推進機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件

2件

一部改正された法令等

○金融商品取引法
○金融商品取引法施行令
○金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令
○金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件
○企業内容等の開示に関する内閣府令
○外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
○特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
○発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
○株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
○金融商品取引業等に関する内閣府令
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件
○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件
○金融商品取引業協会等に関する内閣府令
○投資者保護基金に関する命令
○金融商品取引所等に関する内閣府令
○金融商品取引清算機関等に関する内閣府令

など100余件